

締約国に関する情報 P E	ペ ル ー 一 般 情 報	附属書 B 1 P E
国内官庁の名称	National Institute for the Defense of Competition and Intellectual Property Protection (Peru) (国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー))	
所在地	Calle De la Prosa 104, San Borja, Lima 41, Peru	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(511) 224 78 00 (内線3801)	
電子メール	mcastro@indecopi. gob. pe	
インターネット	http://www. indecopi. gob. pe	
ファクシミリ装置	な し	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
国際出願に関する通知の写しを電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL, Federal Express, UPSなど運輸通信省が認める配達サービスを条件とする。	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	出願人がWIPO DASから国際出願及び国内出願を取得できるようにする用意がある	
ペルーの国民及び居住者のための管轄受理官庁 国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	WIPO国際事務局 又は国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー) 国内官庁に問合せされたい	
ペルーが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 <sup>2</sup>	国立公正競争知的財産保護機関 (ペルー)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案 (実用新案は特許に代えて求めることができる)	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である : <https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

P E	ペ ル ー (続き)	P E
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するペルーの規定 (PCT第15条)	な し	
国際公開に基づく仮保護	な し	
ペルーが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
ペルーが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は2か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あ り (附属書L参照)	